

新潟市結核予防費補助金交付要綱

(要旨)

第1条 市長は、市民の結核予防のため学校若しくは施設の設置者が行う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第58条の3に規定する経費を、第60条第1項の規定により予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる費用は、学校又は施設（国、県の設置する学校又は施設を除く。）の設置者の支弁する法第58条の3の費用とする。

(交付基準)

第3条 この補助金は、次の(1)から(3)までに掲げる額を比較して最も少ない額に3分の2を乗じて得た額とする。

- (1) 別表1の基準額欄に定める額
- (2) 別表2の対象経費欄に定める経費の実支出額
- (3) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかなければならない。

(交付申請書)

第5条 規則第6条第1項の規定による申請書は、別記様式第1号のとおりとし、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、別記様式第2号によるものとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第6条 第4条第1号の規定により、市長の承認を受けようとする場合には、別記様式第3号による事業の中止（廃止）承認申請書を、事業を中止、又

は廃止しようとする日の２０日前までに市長に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第７条 第４条第２号の規定により，市長の指示を求める場合には，事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由および事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第８条 規則第１３条の規定による実績報告書は，別記様式第４号のとおりとし，市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は，平成８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は，平成８年１２月１日から施行し，この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は，平成８年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は，平成９年１２月１日から施行し，この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は，平成９年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は，平成１１年２月５日から施行し，この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は，平成１０年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は，平成１２年２月２５日から施行し，この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は，平成１１年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は，平成１３年１月１２日から施行し，この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は，平成１２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は，平成１３年１２月５日から施行し，この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は，平成１３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は，平成１５年２月１７日から施行し，この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は，平成１４年４月１日から適用する。

る。

附 則

この要綱は、平成１６年２月１７日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成１５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１７年３月３日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成１６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１８年２月２３日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成１７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２０年２月２２日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成１９年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年２月２５日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成２０年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２２年３月１２日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成２１年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年３月７日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成２２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２４年１１月２７日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成２４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２５年６月６日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成２５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年１２月２４日から施行し、この要綱による改正後

の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年１２月１日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年６月１日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年１１月３０日から施行し、この要綱による改正後の新潟市結核予防費補助金交付要綱の規定は、令和３年４月１日から適用する。

別表１（第３条関係）

基 準 額	次に掲げる額の合計額 (1) ３６０円×胸部立位単純撮影を受けた者の人数 (2) １，２５０円×胸部臥位単純撮影を受けた者の人数
-------------	--

別表２（第３条関係）

対象経費	法第５３条の二第１項の規定による健康診断のために必要な健診料
------	--------------------------------

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（あて先）新潟市長

所 在 地
団 体 名
代表者の職・氏名

年度結核予防費補助金交付申請書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 0 条第 1 項の規定による結核予防費補助金について，新潟市補助金等交付規則第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1

申 請 額

金 円
- 2

結核予防費補助金所要額調

別紙 1 のとおり
- 3

結核健康診断受診人員内訳

別紙 2 のとおり
- 4

添付書類
- 歳入歳出予算書抄本

別紙 3 のとおり
- 5

情報の公表内容，方法及び時期

公表内容	
方 法	例）ホームページ，会報等
時 期	

別紙 1

年度結核予防費補助金所要額調

団体名 _____

区分	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入予定額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 C, D, Eのう ち最も少な い額 (F)	補助申請額 (F) × 2/3
結核予防費	円	円	円	円	円	円	円

区 分		基準単価	受診人員	基準額
健康 診断	胸部 <u>立位</u> 単純撮影	3 6 0		
	胸部 <u>臥位</u> 単純撮影	1 , 2 5 0		
合 計				(E)

別紙 2

結核健康診断受診人員内訳

団体名 _____

区 分	個所数 (個所)	対象人員 (人)	受診人員 (人)	受診率 (%)	健 康 診 断	
					胸部 <u>立位</u> 単純 撮影 (人)	胸部 <u>臥位</u> 単純 撮影 (人)
学生生徒 (入学時健診)						
高 校 生 (入学時健診)						
小 計						
施 設 (65歳以上)						
合 計						

(注) 健康診断の項目受診人員は、別紙 1 の受診人員と調整すること。

別紙 3

年度歳入歳出予算書抄本

(歳入)

款	項	目	節	当該補助額	備 考
				円	
計				円	

(歳出)

款	項	目	節	当該補助対象額	備 考
				円	
計				円	

この抄本は原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

別記様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

（あて先）新潟市長

所 在 地
団 体 名
代表者の職・氏名

年度結核予防費補助金変更交付申請書

年 月 日付 新保管第 号をもって交付決定のあ
った 年度結核予防費補助金について、下記のとおり変更交
付されるよう申請します。

記

1	変更交付申請額	金	円
2	交付決定額	金	円
3	差引過不足額（2－1）	金	円
4	結核予防費補助金所要額調	別紙 1 のとおり	
5	結核健康診断受診人員内訳	別紙 2 のとおり	
6	添付書類		
	歳入歳出予算書抄本	別紙 3 のとおり	

（注）別紙 1 ～ 3 は別記第 1 号様式の別紙 1 ～ 3 を準用する。

別紙 1

年度結核予防費補助金所要額調

団体名 _____

区分	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入予定額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 C, D, Eのう ち最も少な い額 (F)	補助申請額 (F) × 2/3
結核予防費	円	円	円	円	円	円	円

区 分		基準単価	受診人員	基準額
健 康 診 断	胸部 <u>立位</u> 単純撮影	3 6 0		
	胸部 <u>臥位</u> 単純撮影	1 , 2 5 0		
合 計				(E)

別紙 2

結核健康診断受診人員内訳

団体名 _____

区 分	個所数 (個所)	対象人員 (人)	受診人員 (人)	受診率 (%)	健 康 診 断	
					胸部 <u>立位</u> 単純 撮影 (人)	胸部 <u>臥位</u> 単純 撮影 (人)
学生生徒 (入学時健診)						
高 校 生 (入学時健診)						
小 計						
施 設 (65歳以上)						
合 計						

(注) 健康診断の項目受診人員は、別紙 1 の受診人員と調整すること。

別紙 3

年度歳入歳出予算書抄本

(歳入)

款	項	目	節	当該補助額	備 考
				円	
計				円	

(歳出)

款	項	目	節	当該補助対象額	備 考
				円	
計				円	

この抄本は原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

別記様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）新潟市長

所 在 地
団 体 名
代表者の職・氏名

年度結核予防費補助金事業中止（廃止）承認申請書

このことについて、事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう新潟市結核予防費補助金交付要綱第4条第1号の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の年月日
年 月 日

別記様式第4号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）新潟市長

所 在 地
団 体 名
代表者の職・氏名

年度結核予防費補助金事業実績報告書

年度結核予防費補助金事業が完了したので、新潟市補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--------------------------|---------|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 精算額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引過不足額（2－1） | 金 | 円 |
| 4 | 結核予防費補助金精算額調 | 別紙1のとおり | |
| 5 | 結核健康診断受診人員内訳 | 別紙2のとおり | |
| 6 | 種目別支出明細書 | 別紙3のとおり | |
| 7 | 添付書類 | | |
| | ●歳入歳出決算書（見込書）抄本 | 別紙4のとおり | |
| | ●情報の公表の結果（ホームページ、会報等の写し） | | |

別紙 1

年度結核予防費補助金精算額調

団体名 _____

区分	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入予定額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	対象経費の 実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 C, D, Eのう ち最も少な い額 (F)	補助申請額 (F) × 2/3
結核予防費	円	円	円	円	円	円	円

区 分		基準単価	受診人員	基準額
健康 診断	胸部 <u>立位</u> 単純撮影	3 6 0		
	胸部 <u>臥位</u> 単純撮影	1 , 2 5 0		
合 計				(E)

別紙 2

結核健康診断受診人員内訳

団体名 _____

区 分	個所数 (個所)	対象人員 (人)	受診人員 (人)	受診率 (%)	健 康 診 断	
					胸部 <u>立位</u> 単純 撮影 (人)	胸部 <u>臥位</u> 単純 撮影 (人)
学生生徒 (入学時健診)						
高 校 生 (入学時健診)						
小 計						
施 設 (65歳以上)						
合 計						

(注) 健康診断の項目受診人員は、別紙 1 の受診人員と調整すること。

別紙 3

種目別支出明細書

検診 種目	科目（節）	品目	数量	単価	金額
	計				
委託先					
()					
()					
()					

（注）保健所委託実施又は医療機関委託実施を併せて行なう場合は，この表を実施別にそれぞれ区分して記載する。

別紙 4

年度歳入歳出決算書（見込書）抄本

（歳入）

款	項	目	節	当該補助受入見込額	備 考
				円	
計				円	

（歳出）

款	項	目	節	当該補助対象支出済額	備 考
				円	
計				円	

この抄本は原本と相違ないことを証明する。

年 月 日